

規 則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「教育委員会等」を「教育委員会又はその管理に属する教育機関（以下「教育委員会等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。